

④～⑤ (略)

参照)。

(ア) 制限を行う根拠及び制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について制限する旨を記載する。

(イ) 制限を受ける者

制限を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限する理由

当該制限を行う理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(カ) 注意事項

行政不服審査法上の不服申立てができる旨及び申立先等を教示する。

④ 面会・通信制限の解除

ア 解除の検討

面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合には、速やかに当該制限を解除することとし、少なくとも概ね6か月ごとに、当該制限の必要性について検討する。

イ 解除の方法

面会・通信制限を行政処分として実施する場合、手続の適正を担保するため、当該処分の解除については、書面で保護者に通知する。

なお、後述する接近禁止命令を発出している場合に、当該面会・通信制限を解除したときは、接近禁止命令の効力が失われることとなることに十分留意する。また、③のイの記載どおり、制限を解除した場合、その旨を都道府県知事に通知する。施設長から制限を解除した旨の通知があったときも同様とする。

ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項

面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する(別添6参照)。

(ア) 制限を行った根拠及び解除される制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について行った

(8) 接近禁止命令
(略)

① 接近禁止命令の要件
(略)

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第3項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第3章第2節の規定に従っ

制限について、解除する旨を記載する。

(イ) 制限を受けている者

制限を受けている者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限を解除する理由

当該制限を解除する理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を解除する児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑤ 児童の住所又は居所の非開示

強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録する。

(8) 接近禁止命令

都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。

また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

① 接近禁止命令の要件

次のいずれにも該当することが要件とされている。

ア 強制入所等が採られていること。

イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。

ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第2項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第3章第2節の規定に従っ

て行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア～イ (略)

て行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア 接近禁止命令の内容

(ア) つきまとい

「児童の身边につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追隨することをいう。

(イ) はいかい

「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。

この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、児童本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。

なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に児童が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。

イ 期間設定の考え方

(ア) 期間

接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。

ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなると認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。

命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。

有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができるが、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。

(イ) 命令の効力

命令は、保護者が命令を受けた時点でその効力を生じ、(ア)の

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)②に定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式
(略)

期間の末日の経過をもってその効力を失う。

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)イに定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式

命令書には、次の事項を記載する（別添8参照）。

- (ア) 命令を行う根拠
命令を行う法令上の根拠を記載する。
- (イ) 命令を受ける者
命令を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。
- (ウ) 命令の内容
児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。
- (エ) 命令をする理由
命令をする理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。
- (オ) 命令の有効期間
命令の有効期間を記載する。
- (カ) 対象となる児童
児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合
(略)

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法
(略)

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携
(略)

(キ) 連絡先住所、電話番号等
制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(ク) 注意事項
本命令(命令に係る期間が更新された場合の当該命令を含む。)に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあることを明記しておく。

また、行政事件訴訟法の取消訴訟を提起することができる旨等を教示する。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合

接近禁止命令の要件たる強制入所等の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法

接近禁止命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書面によりこれを行う。

命令の取消書においては、次の事項を記載する(別添9参照)。

ア 命令を取り消す根拠

命令を取り消す根拠法を記載する。

イ 命令を取り消される者

命令を取り消される者の住所、氏名、生年月日を記載する。

ウ 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容を記載する。

エ 命令を取り消す理由

命令を取り消す理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。

オ 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

カ 連絡先住所、電話番号等

取消しを行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携

ア 警察との連携

要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応等について協議を行っておく。

警察の対応窓口については、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。

また、特に、児童が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により児童の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。

イ 学校等関係機関との連携

児童が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかいも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該児童の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。

ウ 都道府県をまたぐ場合の措置

施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に児童を保護する際には、児童の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は児童の住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、児童及び保護者の氏名等について連絡する。

また、連絡を受けた児童の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。

また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に児童が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。

エ 命令違反認知時の措置

保護者による命令違反を認知した場合は、速やかに警察に通報する。その際、保護者がつきまとい、はいかいをした状況をできる限り記録・証拠化しておく。

(9) 同意入所等の場合の一時保護等
(略)

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項
(略)

(9) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等（施設入所等の措置であって、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、特別家事審判規則第18条の2の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長については、児童福祉施設等の長から届け出る場合と児童相談所長が職権により行う場合とがあるが、いずれの場合においても児童相談所長は現に子どもを保護している施設の長の意見を十分に聞かなければならない(令第28条) その際には、これまで施設が行った子どもへの支援や家族調整などの効果に関する意見等を十分に聴くこととし、その上で、措置の解除等を検討すること。

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実

(2) 解除

ア 措置の解除とは、法第26条第1項第2号、法第27条第1項第2号及び第3号若しくは同条第2項、同条の2第1項のいずれかの措置の継続中において、その生じている効果を将来に向かって消滅させることをいう。具体的には、児童福祉施設等に入所又は委託中の子どもが保護者のもとに復帰し、自立し又は他の法の保護を受ける等により、児童相談所における措置を終結することである。

イ 児童相談所は、措置を解除した後も子どもの自立を図る観点から必要と認める場合は、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに住居の確保や就職先の開拓、仕事や日常生活上の指導等の援助が必要と認められる場合には法第33条の6第4項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨することや再度施設入所等の措置を採ることを検討する。

(3) 停止

(略)

情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条）。

なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 措置の解除等について、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その手続き等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

エ 児童養護施設において中学校卒業後、施設に入所しながら一定期間就労させることが適当な子どもについては、昭和63年3月29日児発第266号「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」に基づき、児童養護施設の長と緊密な連携を保つ。

オ これらの措置については援助方針会議等において検討する。

(2) 解除

ア 措置の解除とは、法第26条第1項第2号、法第27条第1項第2号及び第3号若しくは同条第2項、同条の2第1項のいずれかの措置の継続中において、その生じている効果を将来に向かって消滅させることをいう。具体的には、児童福祉施設等に入所中の子どもが保護者のもとに復帰し、自立し又は他の法の保護を受ける等により、児童相談所における措置を終結することである。

イ 児童相談所は、措置を解除した後も子どもの自立を図る観点から必要と認める場合は、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに必要と認める場合には法第27条第7項の規定に基づく児童自立生活援助措置を採ることや再度施設入所等の措置を採ることを検討する。

(3) 停止

ア 措置の停止とは、当該措置を継続すべき事由が完全に消滅したわけ

(4) 変更
(略)

(5) 在所期間の延長
(略)

4. 退所後の支援

ではなく、近い将来再び措置をとらなければならない場合に行われる措置の一時的中断である。具体的には、子どもが施設を無断外出し行方不明である場合、施設に入所している子どもに対し措置を変更又は解除するかどうかにつき検討する目的でその子どもを一時保護している場合、その他、家庭引取後の適応状況を見る必要がある場合等が考えられる。

イ 児童自立支援施設等から子どもが無断外出した場合は、関係機関と連携し、搜索の結果30日以上手掛りのない場合においては、当該施設の長から、直ちに則第27条に基づく措置の停止の申請をさせる。

ウ 措置の停止については援助方針会議で検討しその期間を付する。期間は確定期間、不確定期間いずれでも良いが、原則として1か月を超えてはならない。なお、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

エ 停止の効果は定められた停止期間の終了と同時に失われる。ただし、当初定められた期間の終了を待たずに子どもが施設に戻った場合又は期間が不確定であった場合には、援助方針会議で検討し、停止の解除を行い、その結果を施設長、保護者等に通知する。

(4) 変更

措置の変更とは、その子どもになした措置の重要な部分の更改を意味し、法第27条第1項第2号に基づく措置から同項第3号に基づく措置に改めることのほか、同項第3号に基づく措置であっても異なった種別の施設等への措置、同種その他施設等への措置、入所施設措置から通所施設措置等への変更も含まれる。措置の変更は、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。特に里親委託の場合には、関係不調を示すこともあるので、措置変更の際には子どもの抱く失望感や里親が抱く喪失感を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要である。

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（場合によってはその後も引き続き）更に施設入所を継続させることができる。（法第31条、附則第63条の2）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

4. 退所後の支援

(1)～(3) (略)

5 障害児施設の利用契約

(1)～(9) (略)

- (1) 近年、児童福祉施設に入所する子どもの中には、虐待を受けるなど、よりきめ細かな手厚い支援を要する者が増加しているが、こうした子どもが児童福祉施設退所後直ちに社会的に自立することは容易ではない。こうした子どもの自立を支援するため、平成16年児童福祉法改正法により、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は、これらの施設を退所した者について相談その他の援助を行うこととされたところである。児童相談所においては、これらの施設による援助が円滑かつ適切に行われるよう情報提供その他の必要な支援を行う。
- (2) また、アパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う生活福祉資金制度や、雇用促進住宅の活用も考えられるので、各都道府県の社会福祉協議会や社会福祉部局、雇用対策部局、住宅対策部局等と連携して対応することが望ましい。
- (3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することも有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。

5 障害児施設の利用契約

- (1) 障害児施設又は指定医療機関（以下「障害児施設等」という。）への入所は、障害者自立支援法の施行により利用契約制度が導入されたことから、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。
- (2) 保護者等から障害相談等を受けた場合における障害児施設等の「契約」に至るまでの手続きは、第3章第5節の「判定」の段階までは同様であり、適切な対応を行う。（この手続きの中で保護者が法第24条の2に基づく施設利用を希望する場合には、障害児施設給付費申請書を提出させる。）
なお、他県において障害判定を受け施設を利用していた場合で当県に転居してきた場合や保護者から障害相談等を経ずに障害児施設給付費の申請があった場合等で市町村の保健師や福祉事務所において施設利用が適当であるという一定の判断がなされている等、措置と同様の手続きを課す必要がないと児童相談所において判断された場合には、上記手続きの一部を省略できるものとする。
- (3) 「判定」の段階において、保護者が障害児施設等の利用を望み、契約を結ぶことが可能であると児童相談所長が判断した場合（法第24条の2第3項）には、これを都道府県等（都道府県知事（指定都市長及び児童相談所設置市長を含む。（以下「都道府県知事等」という。）から児童相談所長に権限の全部又は一部を委任している場合には、児童相談所長。

- 以下(4)において同じ。(ただし、※部分を除く。))に報告し、都道府県等は障害児施設受給者証を利用者に交付する。(法第24条の3第6項)
- (4) 一方で、障害児施設等の利用を希望した者のうち児童相談所長の判断(法第24条の2第3項)により、「措置」による入所が必要と判断される場合には、児童相談所長は、都道府県等に対して「措置」が適当である旨の意見を付す。都道府県等は児童相談所長の意見を踏まえ、「措置」が適当であると判断した場合には、「却下決定通知書」(法第24条の3第2項)を利用者に通知をするとともに、その後の対応については、1の「措置の決定等」により実施されたい。
- なお、施設利用が適当でないとは判断される場合については、却下理由の説明を行うとともに「却下決定通知書」を利用者に通知する。(※)
- ※ 都道府県等の障害児施設給付費に係る処分不服がある保護者は、都道府県知事等に行政不服審査法に基づく「異議申し立て」を行うことができる。なお、児童相談所長に権限の全部又は一部を委任している場合は、都道府県知事等に対して、行政不服審査法に基づく「審査請求」を行うことができる。
- 措置が必要であるかの判断基準については、以下のとおり。
- ① 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ② 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準じる状態である場合
 - ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合
- (5) 「契約」における入所の場合は児童相談所において施設との事前調整は必要としないが、都道府県等は利用者に対する「あっせん」又は「調整」を行うこととされており(法第24条の19)、児童相談所においても情報提供等利用者の利便向上に努めるものとする。
- (6) 児童相談所及び都道府県等は、「契約」により障害児施設等に入所している障害児も含め生活実態の把握に努めるため、障害児施設等と相互連携を十分に図るよう留意する。当然のことながら「懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる」場合にあっては、契約による入所であるかどうかにかかわらず子どもの権利を擁護するための対応が求められる。
- (7) 一方で障害児施設等から「契約」により入所した児童についての相談を受けた場合には、必要に応じ、子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、定期的に施設を訪問する等相互の連携を十分に図るよう留意する。
- (8) 他の機関において障害児施設等の利用に係る手続きを行う自治体においては、子どもの健全育成の観点から必要に応じて情報を共有するなど関係機関との連携を図ること。
- (9) 上記に記載していない事項については、当節の1～4を参考に取扱う

第6節 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

- (1) 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（以下この節において「子ども等」という。）を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。本事業の運営主体は都道府県・指定都市、市町村、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人等である。（法第6条の2第1項）
- (2) 平成20年児童福祉法改正法により、都道府県等は、その区域内における子ども等の自立を図るため必要がある場合において、子ども等から援助の実施について申込みがあったときは、その援助及び生活指導等を行わなければならないこととされた。また、都道府県等は、市町村等から援助の実施が適当であると認める子ども等について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その子ども等に対し申込みを勧奨しなければならない。（法第33条の6）
- (3) 本事業の対象となるのは、小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他のものについて、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めた子ども等である。
- (4) 児童相談所（都道府県等から委任されている場合）は、児童自立生活援助を希望する子ども等から申込みがあったときは、保護者等と面接を行い、その意向の把握等に努めるとともに、その子ども等が措置を解除された施設等の協力を求めその意見を聴取する。また、受入れの可否や受入れの時期、受入れ後の援助等について運営主体とも十分な調整を図ったうえで、援助方針会議を経て実施の決定を行う。
- (5) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施を行う場合には、その旨子ども等及びその保護者並びに運営主体に通知する。
- (6) 児童自立生活援助の開始、解除、継続するに当たっては、その旨を子ども等及びその保護者並びに運営主体の長に通知する。
- (7) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施の開始後も必要に応じ、運営主体の長から子ども等の援助に関する報告を徴するとともに、子ども等や保護者等に対する調査、診断、判定、援助を行い、援助ホームを訪問し、また、運営主体と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。
- (8) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施を解除する場合は、子ども等

こと。

第5節 児童自立生活援助措置

- (1) 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。本事業の運営主体は都道府県・指定都市、市町村、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人等である。本事業による個々の子どもに対する援助の実施（援助措置）の適否は児童相談所が決定する。（法第27条第7項、第6条の2第11項）
- (2) 本事業の対象となるのは、里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に措置された子どもでその措置を解除されたものその他のものについて、都道府県知事等がその子どもの自立のために援助及び生活指導が必要と認めた子どもである。
- (3) 児童相談所は、児童自立生活援助措置を希望する子ども、保護者等と面接を行い、その意向の把握等に努めるとともに、その子どもが措置を解除された施設等の協力を求めその意見を聴取する。また、受入れの可否や受入れの時期、受入れ後の援助等について運営主体とも十分な調整を図ったうえで、援助方針会議を経て実施の決定を行う。
- (4) 児童相談所は、児童自立生活援助措置を行う場合には、その旨子ども及びその保護者並びに運営主体に通知する。
- (5) 措置の開始、解除、援助を継続する措置を行うに当たっては、その旨を子ども及びその保護者並びに運営主体の長に通知する。
- (6) 児童相談所は、措置の開始後も必要に応じ、運営主体の長から子ども等の援助に関する報告を徴するとともに、子どもや保護者等に対する調査、診断、判定、援助を行い、援助ホームを訪問し、また、運営主体と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。
- (7) 児童相談所は、児童自立生活援助措置を解除する場合は、子どもの自

の自立が円滑に行われるよう特に配慮するとともに、必要に応じ福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、子ども等の雇用先事業所、公共職業安定所、学校等と連携を図りながら、その子ども等の自立に向け引き続き必要な援助を行う。

なお、児童相談所は、児童自立生活援助の実施を解除する場合は、保護者等に対し解除の理由について説明するとともに、その意見を聴く。

(法第33条の4)

- (9) 近年、虐待を受けるなど、よりきめ細かな手厚い支援を要する者が増加しているが、こうした子ども等が児童福祉施設退所後等に直ちに社会的に自立することは容易ではない。このため、平成16年児童福祉法改正法により、児童自立生活援助事業の内容として、日常生活上の援助及び生活指導に就業支援を加えるとともに、あわせてこうした子ども等について相談その他の援助を行うものとされたところである。児童相談所においては、これらの援助が円滑かつ適切に行われるよう情報提供その他の必要な支援を行う。

アパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う生活福祉資金制度や、雇用促進住宅の活用も考えられるので、各都道府県の社会福祉協議会や社会福祉部局、雇用対策部局、住宅対策部局等と連携して対応することが望ましい。

児童自立生活援助事業の対象となっていた子ども等に対し、相談や定期的な訪問等を行い子ども等を見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することも有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、その子ども等が新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。

児童自立生活援助事業については、本指針に定めるほか、平成10年4月22日児発344号「児童自立生活援助事業の実施について」による。

第7節 福祉事務所送致等

- (1) 次の場合においては、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知しなければならない。

- ① (略)
- ② 助産、母子保護の実施が必要である場合 (法第26条第1項第4号)
- ③ (略)
- ④ (略)

立が円滑に行われるよう特に配慮するとともに、必要に応じ福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、子どもの雇用先事業所、公共職業安定所、学校等と連携を図りながら、その子どもの自立に向け引き続き必要な援助を行う。

なお、児童相談所は、児童自立生活援助措置を解除する場合は、保護者等に対し解除の理由について説明するとともに、その意見を聴く。(法第33条の4)

- (8) 近年、虐待を受けるなど、よりきめ細かな手厚い支援を要する者が増加しているが、こうした子どもが児童福祉施設退所後等に直ちに社会的に自立することは容易ではない。このため、平成16年児童福祉法改正法により、児童自立生活援助事業の内容として、日常生活上の援助及び生活指導に就業支援を加えるとともに、あわせてこうした子ども等について相談その他の援助を行うものとされたところである。児童相談所においては、これらの援助が円滑かつ適切に行われるよう情報提供その他の必要な支援を行う。

アパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う生活福祉資金制度や、雇用促進住宅の活用も考えられるので、各都道府県の社会福祉協議会や社会福祉部局、雇用対策部局、住宅対策部局等と連携して対応することが望ましい。

児童自立生活援助事業の対象となっていた子ども等に対し、相談や定期的な訪問等を行い子ども等を見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することも有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、その子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。

第6節 福祉事務所送致等

- (1) 次の場合においては、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知しなければならない。

- ① 子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合 (法第26条第1項第3号)
- ② 助産施設、母子生活支援施設への入所措置をとる必要がある場合 (法第26条第1項第4号)
- ③ 保育の実施が必要である場合 (法第26条第1項第4号)
- ④ 15歳以上の子どもについて身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に規定する身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) に規定する知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合 (法附則第63条の4、第63条の5)

(2) (略)

(3) (略)

第8節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(4) (略)

(2) これらの場合には、子どもや保護者等の意向を確認し、援助方針会議等で検討する。

(3) 福祉事務所に対する送致書等には、原則として保護者等の同意を得た上で子どもの援助に参考となる資料及び援助指針を添付する。また、事前に電話連絡をとる等子どもや保護者の利便を図る。

第7節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1) この措置は、触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

平成19年の少年法改正により、児童相談所は、触法少年に係る重大事件につき警察から送致された場合には、事件を原則として家庭裁判所に送致しなければならないこととされた。ただし、個々の事案によっては、少年の年齢や心身の発達の程度等に照らし、家庭裁判所の審判を経るまでもない場合もあると考えられることから、児童相談所長等が送致を受けた事件を調査した結果、家庭裁判所送致の措置をとる必要がないと認める場合は、この原則が適用されないこととされた。このため、各児童相談所においては、個々の事案に即し、適切に対応することが求められている。

(2) 児童相談所における相談援助活動は、児童福祉の理念及び児童健全育成の責任の原理に基づき行われるものであり、その目的は子どもの福祉を図り、その権利を擁護することであるから、子どもの態様や家庭環境等に照らしてその子どもの福祉を図る観点から家庭裁判所の審判に付することが適当と認めた場合である。従って、送致の決定は、相談（通告）～調査・診断～判定～（一時保護）～援助の決定といった過程を経てなされることが原則であり、適切な調査・診断を行った上で、決定するものとする。

特に、児童相談所に係属したことのない子どもについてこの送致を行う場合には、児童相談所による実質的な判断を可能とするため、一時保護、委託一時保護等、児童相談所の持つ機能を十分に活用して行う。

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 児童自立支援施設入所の措置をとることが適当と判断される子どもについて、その親権を行う者又は未成年後見人がその措置に反対し、かつ法第28条の要件に合致しない場合に、少年法第24条第1項第2号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合

② 児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

(5) この送致は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し、根拠法令の条項及び少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第8条第1項に定める事項、子どもの援助に関する意見を記載した送致書により行う。この場合、書類、証拠物、その他参考となる資料があるときは併せて送付し、また、文書のみでなく家庭裁判所と十分な連絡を行う。

なお、平成19年の少年法改正により、警察官が触法少年に係る事件調査をするについては必要があるときは、押収、捜索などができる旨が規定されたことから、警察官が盗品などを証拠物として押収することもある。警察官が押収した証拠物については、事件が児童相談所長に送致され、その後家庭裁判所に送致された場合は警察官が家庭裁判所に送付しなければならないものとされている。また、事件が家庭裁判所に送致されなかった場合には押収物を留置する必要がなくなると考えられるので、警察官が還付手続をとることとなる。

このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知（別添10）することが必要である。

さらに、平成20年の少年法改正により、故意の犯罪行為により被害者を死傷させるなどの極めて重大な事件について、被害者等による少年審判傍聴制度が導入されたところであり、警察官から児童相談所長にこうした事件が送致された場合であって、

① 都道府県警察からの送致書類に傍聴希望に関する伝達に係る記載があった場合、

② 又は送致書類を受理した後に、都道府県警察より、被害者等の傍聴希望に関して、送致書類等への付記を依頼する連絡があった場合、には、確実に家庭裁判所に伝達することが必要である。

2. 法第27条の3の規定に基づく送致 (略)

③ 非行の重大性にかんがみ、家庭裁判所の審判を通じて非行事実を認定した上で適切な援助を決定する必要性が高いと考えられる上、被害者保護という観点からも、少年法の手続によって事実解明等を行う必要があると考えられる場合

(4) 家庭裁判所に事件を送致するに当たっては、親権を行う者又は未成年後見人等保護者及び子どもに対し事前にその事情を十分に説明する。また、審判の結果について親権を行う者又は未成年後見人等保護者及び子どもに予断を与えることのないよう留意する。

(5) この送致は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し、根拠法令の条項及び少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第8条第1項に定める事項、子どもの援助に関する意見を記載した送致書により行う。この場合、書類、証拠物、その他参考となる資料があるときは併せて送付し、また、文書のみでなく家庭裁判所と十分な連絡を行う。

なお、平成19年の少年法改正により、警察官が触法少年に係る事件調査をするについては必要があるときは、押収、捜索などができる旨が規定されたことから、警察官が盗品などを証拠物として押収することもある。警察官が押収した証拠物については、事件が児童相談所長に送致され、その後家庭裁判所に送致された場合は警察官が家庭裁判所に送付しなければならないものとされている。また、事件が家庭裁判所に送致されなかった場合には押収物を留置する必要がなくなると考えられるので、警察官が還付手続をとることとなる。

このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知（別添10）することが必要である。

2. 法第27条の3の規定に基づく送致

(1) この送致は、児童自立支援施設に入所中、又は一時保護中の子どもであって無断外出等が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

(2) 「強制的措置を必要とする」とは、主として子どもが任意に出られな

いような設備のある特定の場所に入所させ、その行動を制限し又は自由を奪うことが必要とされる場合を言うが、これ以外の方法で親権の範囲を超え、子どもの意思に反してその身体を拘束する場合、たとえば無断外出を防ぐため一室に入所させておくような場合も本条に該当する。

- (3) この送致を受けた家庭裁判所が少年法第18条第2項の規定に基づき、強制的措置をとることのできる期限を付し、とるべき保護の内容その他の措置を指示して、事件を児童相談所に送致した場合には、当該児童相談所は、家庭裁判所の指示に従ってこの措置をとる。
- (4) 本条による送致も法第27条第1項第4号の規定に基づく送致と同様の手続により行う。なお、本条による送致で求めた強制的措置の許可が得られなかったときのために、予備的に法第27条第1項第4号の規定に基づく送致を併せて行う場合には、その旨を明記する。
- (5) 家庭裁判所送致については、本指針に定めるほか、次の通知による。
 - ① 昭和24年6月15日発児第72号「児童福祉法と少年法との関係について」
 - ② 昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」

第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て
(1)～(2) (略)

- (3) 法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親等に措置(委

第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て
 - (1) 施設入所の措置を採るに当たっては、施設入所後の子どもに対する援助及びその家庭環境の調整を円滑に図る観点から、親権を行う者又は未成年後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行うことが望ましいが、これが困難な場合には、子どもの最善の利益を最優先した措置が確保されるよう、この申立てを行う。なお、これによっても子どもの福祉を守りがたい場合には、親権喪失宣告の請求も検討する。
 - (2) この申立ては、具体的には次の場合に行う。
 - ① 保護者が、その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、法第27条第1項第3号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反する場合
 - ② 上記①に該当する子どもで、子どもを現に監護している者から、親権を行う者又は未成年後見人に引き渡しても同様の児童虐待、監護の懈怠等が明らかに予想される場合等著しく子どもの福祉を害すると判断される場合
 - (3) 法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親に措置(委託)

託) された子どもの訪問面接等に努めるものとする。
(4)～(11) (略)

された子どもの訪問面接等に努めるものとする。
(4) このように入所措置の期間は2年を超えてはならないとされているが、当該入所措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる(法第28条第2項)

特に、入所措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。

なお、この2年の期間制限は、法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第28条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制限は及ばないものである。

(5) 措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。

(6) この承認(措置の期間の更新に際しての承認を含む。)は家事審判法(昭和22年法律第152号)第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるから、申立てをするには家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第15号)第2条及び特別家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第16号)第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類(措置期間の更新の場合は保護者指導の効果(これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等)などを明らかにする書類を含む。)とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することも可能であるので(家事審判規則第4条第1項ただし書)、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自庁対応を求めることも検討する。

(7) 措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましく、また、家庭裁判所において審判が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要することから、事案ごとに、措置開始(又は更新措置開始)から2年が経過する

日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。（法第28条第4項本文）

(8) 家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお必要があると認める場合に限られているのであるから（法第28条第4項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(9) 家庭裁判所は、この申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、①審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、②事例によっては審判の過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告・意見を求めることもある。

いずれの場合も、こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、まず①の場合については、家庭裁判所から求められるまでもなく、その迅速かつ適正な審理を期するため、申立時あるいは申立後速やかに児童相談所から家庭裁判所に提出することが望ましい。

②の場合については、虐待事例の中には、申立ての段階では法第28条の要件が整っているものの、家庭裁判所の審判の過程で子どもとの分離を目前にすれば、それを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度等の改善につながる可能性があるかと判断する事例も存在すると考えられる。

こうした事例については、審判の過程においても一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見を児童相談所から聴取した上で、最終的に判断することが適当である旨の意見を、保護者指導措置の内容及びこれにより期待される効果などとあわせて申立時に提出する

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1) 親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、親権の濫用又は著しい不行跡が認められる場合には、親権喪失宣告の請求を検討する。これには、児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が再三にわたって子どもを施設から強引に連れ戻しを試みる場合も含まれる。

なお、この親権喪失宣告の請求並びに3の未成年後見人選任及び解任の請求は、児童及び18歳以上の未成年者（(2)及び(4)並びに3において「児童等」という。）について行うことができる。

(2)～(6)（略）

ことが適当である。また、家庭裁判所から求められた場合には、定められた期間内に保護者指導措置の結果及び意見を報告することが必要である。

(10) 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

(11) この申立てについては、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」による。

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1) 親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、親権の濫用又は著しい不行跡が認められる場合には、親権喪失宣告の請求を検討する。これには、児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が再三にわたって子どもを施設から強引に連れ戻し虐待等続ける場合も含まれる。

なお、この親権喪失宣告の請求並びに3の未成年後見人選任及び解任の請求は、児童及び18歳以上の未成年者（(2)及び(4)並びに3において「児童等」という。）について行うことができる。

(2) 親権喪失宣告の請求の検討に当たっては、児童等の意向を十分配慮するものとする。

(3) この請求は親権者の住所地を管轄する家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

(4) なお、親権喪失宣告の請求についての審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。

(5) この申立ては本来の親権喪失宣告事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするととも

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) (略)

に、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

- (6) 児童虐待防止法第11条第5項の規定により、児童相談所長は、同法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされている。このため、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も踏まえつつ、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ① 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- ② これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ③ この請求は、以下のように行う。なお、未成年後見人の選任の請求は、親権喪失宣告の請求と併せて行われることもあり得るが、その場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失宣告の請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行いたい。

ア 申立権者

民法第840条の規定によって、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任することになるが、ここでは法第33条の7の規定により、児童相談所長が申立てを行うことを想定している。

イ 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。

- (ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号
- (イ) 事件本人（児童）の本籍、住所、氏名
- (ウ) 申立ての趣旨及び実情
- (エ) 取扱経緯

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行

平成19年児童福祉法改正法により、法第33条の7第2項の規定により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされた。

①～② (略)

(オ) 未成年後見人候補者

(カ) その他必要な事項

なお、次の(2)の制度で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。

(ア) 事件本人（児童）の戸籍謄本及び住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 未成年後見人の候補者の戸籍謄本等又は未成年後見人の候補者を掲げることができないことに係る上記ウ(オ)の理由書

(エ) 関係者の陳述書

(オ) その他申立書の内容を補完する資料

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行

平成19年の児童福祉法の改正により、法第33条の7第2項の規定により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされた。

① 想定される事例

未成年後見人の選任の請求がなされている児童であって、親権を行う者又は未成年後見人がおらず、施設入所中ではない事例を対象として想定している。具体的には、

ア 児童に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合

イ 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、医療行為が必要となり、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合

などが想定される。

② 縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う。

ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別

イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

ウ 養親になろうとする者の家庭の状況

エ 縁組を適当とする理由

(3) (略)

オ 養子及び養親の戸籍謄本

カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない。

(3) 未成年後見人解任

未成年後見人解任の請求は、親権喪失宣告の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。

改正後	現行
<p>第5章 一時保護 第1節 一時保護の目的と性格 (略)</p> <p>1. 一時保護の必要性 (略)</p> <p>2. 一時保護の期間、援助の基本</p>	<p>第5章 一時保護 第1節 一時保護の目的と性格</p> <p>法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもを一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護は行政処分であり、保護者等に対する教示については、第4章第1節に示すところによる。</p> <p>なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」による。</p> <p>1. 一時保護の必要性 一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 緊急保護</p> <p>ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合</p> <p>イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）</p> <p>ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合</p> <p>エ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合</p> <p>(2) 行動観察 適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合</p> <p>(3) 短期入所指導 短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合</p> <p>2. 一時保護の期間、援助の基本</p>

(1)～(7) (略)

(8) 児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童を共同で生活させないことを理由に、非行児童の身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、児童福祉施設やその他の機関等への一時保護委託の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助等を回避し、

- (1) 一時保護は子どもの行動を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- (2) 一時保護の期間は2ヶ月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。
- (3) 子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。
- (4) 援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、いやしくも身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。
- (5) 一時保護における子どもの援助等については、最低基準第13条に準じて、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。
- (6) 一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

ア 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応や、

イ 児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助の確保に努めることが重要である。

- (7) 一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年の一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

(8) 児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童を共同で生活させないことを理由に、非行児童の身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、児童福祉施設等への一時保護委託の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助等を回避し、すべての子ども

すべての子どもに適切な援助を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした一時保護委託や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より平成13年3月8日付で各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意願いたい。

3. 一時保護の強行性 (略)

4. 行動自由の制限 (略)

もに適切な援助を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした一時保護委託や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より平成13年3月8日付で各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意願いたい。

3. 一時保護の強行性

- (1) 一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。
- (2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。なお、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう十分な調整を図る。
- (3) 一時保護は、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合にも行うことができる。これは、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から例外的に認められているものである。なお、この場合においても親権を行う者又は未成年後見人の同意を得るよう十分な調整を図る必要がある。

4. 行動自由の制限

(1) 行動自由の制限

一時保護中は、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等について十分留意する。無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

(2) 制限の決定

行動自由の制限の決定は、判定会議等において慎重に検討した上で児童相談所長が行う。なお、このことについては必ず記録に留めておく。

(3) 制限の程度

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

(4) その他

行動自由の制限については本指針に定めるほか、昭和25年7月31日児

第2節 一時保護所入所の手続き

1. 一時保護の開始

(略)

2. 入所時の手続き

(略)

発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」及び昭和24年6月15日発第72号「児童福祉法と少年法の関係について」による。

第2節 一時保護所入所の手続き

1. 一時保護の開始

(1) 入所前の手続き

- ア 一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時的受理会議等を開いて検討する。
- イ 一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。
- ウ 一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活等について説明し同意を得る必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。
- エ 一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。
- オ 原則として入所前に健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。
- カ 一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成し、一時保護中に実施する検査等の予定を一時保護所での生活のプログラムの中に折り込めるようにしておく。
 - (ア) 子どもの住所、氏名、年齢
 - (イ) 事例担当者、事例の概要
 - (ウ) 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
 - (エ) 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項
 - (オ) 子どもの所持物
- キ 他部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。
- ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。

2. 入所時の手続き

- (1) 担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。
- (2) 子どもの所持品を点検し、子どもの持ち物に記名させるとともに記録する。また、持たせる必要のないもの及び持たせることが不適当なもの

第3節 一時保護所の運営

1. 運営の基本的考え方

(1)～(2) (略)

(3) 一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）を準用する（則第35条）。最低基準第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び、第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないことに留意し、適切に運営する。

(4)～(5) (略)

2. 子どもの観察

(略)

は一括して記録し、前者は一時保護部門で保管し、後者は総務部門で保管する。

(3) 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、必要なものを支給又は貸与する。

(4) 緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。入所前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、入所後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

(5) 身体的外傷がある子どもについては、入所時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

第3節 一時保護所の運営

1. 運営の基本的考え方

(1) 子どもを安定させるためには、家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが楽しく落ち着いて生活するための設備及び活動内容を工夫する。

(2) 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならない。

(3) 一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める最低基準を準用する（則第35条）。最低基準第9条の2において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び、第14条の2において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないことに留意し、適切に運営する。

(4) 一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時の調査、指導、入所中の調査、診断、指導等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。

(5) 一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

2. 子どもの観察

担当者は、援助指針を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面

3. 保護の内容 (略)

について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

3. 保護の内容

(1) 一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、必要に応じ性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立て、その上で子どもの状況により具体的運営を行うようにする。

(2) 午前中は学齢児に対しては学習指導、未就学児童に対しては保育を行い、午後は自由遊び、スポーツ等レクリエーションのプログラムを組むことが適当である。夜間は、読書、音楽鑑賞等により楽しませることに配慮する。また、夜尿等特別な指導や治療的関わりを必要とする子どもに対する指導等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

(3) 生活指導

ア 生活指導は掃除、洗面、排せつ、食事、作業、洗濯、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行う。したがって、具体的な生活指導方針を定め、すべての職員がその方針に即した生活指導を行う。

イ 幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

ウ 無断外出等の問題を有する子どもに対しては、慎重な生活指導を行う。

(4) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

(5) 食事（間食を含む。）

ア 一時保護所は他の施設と異なり、子どもの移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、楽しい雰囲気の中で提供する。

イ 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事指導を行う。

ウ 栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に

4. 安全対策 (略)

5. 子どもの権利擁護

十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(6) 健康管理

ア 子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

イ 毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(7) 教育・学習指導

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

(8) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、援助の内容を決定することが必要である。また、重大事件に係る少年であっても行動自由の制限は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。

4. 安全対策

(1) 火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

(2) 避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

(3) 日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

(4) その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、平成13年6月5日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」による。

5. 子どもの権利擁護

(1) 被措置児童等虐待の防止について

平成20年児童福祉法改正法において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、第33条の10で、被措置児童等虐待の定義を定め、第33条の11で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等に心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護所に入所する子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされたていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、暖かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の一時保護所の職員が入所中の子どもの対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めること。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、平成21年3月31日雇児福発第0331002号・障障発第0331009号「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」による。

(2) (略)

(3) 苦情解決等の仕組みの導入

一時保護所においては、最低基準第14条の3に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。

万が一職員による身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

6. 無断外出への対応

(略)

(1) 身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為の禁止

子どもの援助に当たっては、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為の具体的な例としては、殴る、蹴る等直接子どもの身体に侵害を与える行為のほか、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、子どもの年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと、適切な休息時間を与えずに長時間作業等を継続させること、性的な嫌がらせをすること、子どもを無視すること、子ども本人の意に反した事項について執拗に聴取を行うこと等の行為があげられる。

ただし、強度の自傷行為や他の子どもや職員等への加害行為を制止するなど、急迫した危険に対し子ども又は他の者の身体又は精神を保護するために子どもに対し強制力を加える場合はこの限りでない。

(2) 子ども同士の暴力等の防止

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

(3) 苦情解決等の仕組みの導入

一時保護所においては、最低基準第14条の2に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。

万が一職員による身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

6. 無断外出への対応

(1) 一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。具体的な対応は、子どもの状態や当該児童相談所の体制

に基づき工夫していくこととなるが、例えば、一時保護所からの自由な出入りを制限する、その子どもを他の子どもとは別の部屋で生活させ常時職員の目が届くようにしておく、その子どもに特別な日課を用意する、といった対応もケースによっては採りうるようにしておくことが考えられる。

- (2) 一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行き、一方的な一時保護の解除は避ける。
- (3) 一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。
- (4) 一時保護中の子どもが無断外出した場合は、その原因を検証し、対応策を講じるなど、再発防止に努めるものとする。

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応 (略)

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

- (1) 入所中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行う必要がある。
- (2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和36年6月30日児発第158号）。

また、児童虐待防止法第12条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得ら

8. 観察会議等
(略)

9. 他の部門との連携
(略)

10. 退所
(略)

第4節 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等
1. 子どもの所持物

れるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

- (3) 一時保護する少年に対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童に与える影響に鑑み児童の心身の負担が過重なものとならないよう、当該児童の心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力されたい。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこととされたい。

8. 観察会議等

- (1) 業務の引継ぎについて十分配慮するとともに、各担当者はその担当する子どもの状況について十分把握する。
- (2) 原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの観察結果、一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

9. 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活指導事項等についても十分な連携を行う。

10. 退所

- (1) 一時保護の目的を達成したときは子どもを退所させる。
- (2) 家出した子ども等を一時保護し、保護者が判明した場合は、保護者等から事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。
なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、第3章第2節のとおりである。
- (3) 移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の通知を参照すること。
- (4) 一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、関係機関等にも連絡するよう努めること。

第4節 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等
1. 子どもの所持物

(略)

2. 所持物の保管 (略)

3. 所持物の返還 (略)

- (1) 一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられる。
- (2) 児童相談所長が警察署長に子どもの一時保護委託をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。
- (3) 盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。
なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続きが規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。
- (4) 衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。また、子どもに持たせておく必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。
- (5) 所持物の中に覚せい剤等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

2. 所持物の保管

- (1) 子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。
- (2) 法第33条の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。(地方自治法第235条の4第2項)
- (3) 所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物(身のまわり品等)については一時保護部門で保管することが適当である。
- (4) 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。(法第33条の2第2項)

3. 所持物の返還

- (1) 子ども等に対する返還
 - ア 保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

4. 所持物の移管
(略)

5. 子どもの遺留物の処分
(略)

イ 子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

ウ 返還の際には受領書を徴する。

(2) 返還請求権者に対する返還

ア 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。(法第33条の2第3項)

なお、上記1(3)で記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。

イ なお、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

ウ 正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

(3) 返還請求権者不明等の場合の手続き

ア 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。(法第33条の2第4項)

イ 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。(法第33条の2第5項)

4. 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

ア 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。

イ 公告した物は移管しない。

ウ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

5. 子どもの遺留物の処分

(1) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人(以下「遺留物受領人」という。)に交付しなければならない。(法第33条の3)

(2) 処分の方法

6. 取扱い要領の作成 (略)

第5節 委託一時保護

(1) (略)

①～⑤ (略)

⑥ 現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設等や里親等あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合

⑦ (略)

- ア 遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。
- イ 遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。
- ウ 腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

6. 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本指針のほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

第5節 委託一時保護

(1) 子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者(児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校(幼稚園、小学校等)の教員など)に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ① 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくることが著しく困難な場合
- ② 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ③ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ④ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ⑤ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合(例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校(幼稚園、小学校等)の教員などに委託することが適当な場合)
- ⑥ 現に児童福祉施設への入所措置や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ⑦ その他特に必要があると認められる場合
また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

(2)～(6) (略)

第1項の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

- (2) 委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。
- (3) 具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。
- (4) 委託期間については、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やかに他の援助等を行う。
- (5) 委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、一時保護委託決裁簿を備えつけ、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。
- (6) 委託一時保護に関する事項については本指針に定めるほか、昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」による。

改正後	現行
<p>第6章 事業に係る留意事項 第1節 家庭、地域に対する援助等 1. 家庭、地域に対する援助 (略)</p> <p>2. 広報 (略)</p> <p>3. 調査・統計等 (略)</p>	<p>第6章 事業に係る留意事項 第1節 家庭、地域に対する援助等 1. 家庭、地域に対する援助 児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、家庭、地域に対する相談援助活動の総合的な企画及びその実施を市町村等の関係機関と連携しつつ、積極的に行っていく。具体的には、次のような活動が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 比較的子どもに関する問題の多い地域に対する巡回相談 ② 子育ての悩みや子どもの悩みについての電話相談 ③ 不登校児童、障害児及びその保護者等を対象とした療育キャンプ、集団心理療法等の集団指導 ④ 里親研修会、児童委員研修会 ⑤ 在宅障害児療育指導 ⑥ 障害児保育巡回相談事業 ⑦ 思春期児童の性等に関する相談 ⑧ 子どもの相談機関合同一日相談会 ⑨ 相談援助機関合同会議（情報交換及び援助方針検討） ⑩ パンフレットの作成配布、映画、スライド、ビデオ等の作成・貸出し、新聞、テレビ、ラジオ等の活用、講演会、講習会の開催、保育所、学校等他の機関の行う行事への参加等地域住民の知識や意識を深める活動 <p>2. 広報 児童相談所が地域のニーズに即応した業務を積極的に進めていくためには、その業務内容を広く子どもを含む地域住民や関係機関が理解している必要があることから、パンフレット等を作成し保健所、福祉事務所、児童館、市町村等の関係機関及び民間団体等に配布するほか、地方公共団体の広報紙に掲載する等の方法により、広報活動を計画的に行う。</p> <p>3. 調査・統計等 (1) 児童相談所がその業務を行うためには、住民のニーズを的確に把握する必要があり、調査・統計の事務は極めて重要である。また、児童相談所の企画活動を支え、業務を効果的に行うため、常に調査・研究等に関する諸資料の収集整理等を行っていくことが適当である。 (2) 過去のケース記録の分析、他の機関の行った調査の分析、独自の調査の実施等にも留意する。</p>

第2節 巡回相談

1. 巡回相談の意義 (略)

2. 対象地域の選定 (略)

3. 巡回相談の準備 (略)

4. 巡回相談の実施

(1) (略)

(2) 巡回相談の場で助言指導等により終結できる事例については、助言指導等を行う。また、継続して観察を行うことが必要な事例については、日常生活で特に注意する点、観察すべき点等について助言指導等を行い、原則として子どもや保護者等の同意を得て、必要に応じ要保護児童対策

第2節 巡回相談

1. 巡回相談の意義

- (1) 児童相談所は、管轄区域内のすべての子どもに対し、地域に密着した相談援助活動を行うため、積極的に巡回相談を行う必要がある。
- (2) 巡回相談には、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動を目的とするものと、主として地域における児童福祉活動の強化等を目的とするものがある。

2. 対象地域の選定

巡回相談は次のような地域が対象となる。

- ① かなりの人口があるが、遠距離にある等児童相談所を利用することが困難な地域
- ② 団地、住宅街等の人口密集地域
- ③ 比較的子どもに関する問題の多い地域
- ④ その他必要と認められる地域

3. 巡回相談の準備

(1) 巡回相談班

巡回相談は、原則として各種職員がチームで行う。また、対象地域を管轄する福祉事務所、保健所等の協力をあらかじめ求め、チームを編成することも検討する。

(2) 巡回相談の場所

- ① 巡回相談の場所は、地域住民の交通の便を考慮して選定する。具体的には、公民館等の集会所、児童館、学校、福祉事務所、保健所、市町村保健センター等が考えられる。
- ② 巡回相談の場所には、待合室、面接室等を確保し、そこで使用する最小限の物品を備える。

(3) 広報活動

- ① 巡回相談は年間計画を作成し、対象地域の関係機関等と十分な協議を行い、実施に際し支障がないようにする。
- ② 巡回相談を行う際には、趣旨、会場、日時等について地域住民に広報を行う。

4. 巡回相談の実施

(1) 巡回相談は、限られた時間内に多くの相談に対応するため、予約制等の方法も工夫する。

(2) 巡回相談の場で助言指導等により終結できる事例については、助言指導等を行う。また、継続して観察を行うことが必要な事例については、日常生活で特に注意する点、観察すべき点等について助言指導等を行い、原則として子どもや保護者等の同意を得て、必要に応じ児童委員、担当

地域協議会、児童委員、担当教師等に連絡し協力を依頼する。

(3) (略)

5. 巡回相談実施後の対応
(略)

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1. 趣旨
(略)

2. 事業内容

(1) カウンセリング強化事業
ア～ウ (略)

エ カウンセリング強化事業の一つである家族療法事業について、この場合の「家族療法」とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うものとする。

(2) 法的対応機能強化事業
(略)

教師等に連絡し協力を依頼する。

(3) 助言指導等により終結させることが困難な事例については、今後の相談援助の方法等について子どもや保護者等と十分協議し、次回の面接日時等を決定する。

5. 巡回相談実施後の対応

(1) 巡回相談で受け付けた相談も、一般の相談と同様、受理会議に提出し検討する。
(2) 巡回によって把握した地域の子ども等の状況等は福祉事務所等の関係機関に伝達する。

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1. 趣旨

児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) カウンセリング強化事業

児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等(以下「精神科医等」という。)の協力を得て実施するものであり、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約を締結して実施するものとする。なお、精神科医等の役割は以下のとおり。

ア 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。

イ 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。

ウ 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

エ カウンセリング強化事業の一つである家族療法事業について、この場合の「家族療法」とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもやその家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うものとする。

(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難に

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
(略)

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保

なるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保

護先に派遣することもできる。

① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）

個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。

(5) 24時間・365日体制強化事業
(略)

(6) 保護者指導支援事業

施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。なお、この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。

ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として児童相談所に配置する。

イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。

3. その他
(略)

護先に派遣することもできる。

ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。

イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。

ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

エ 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。

オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ また、アに掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯におけるアに定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

3. その他

児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成17年5月2日雇児発第0502001号「児童虐待防止対策支援事業の実施につい

第4節 ひきこもり等児童福祉対策事業 (略)

第5節 養子縁組 1. ～6. (略)

て」による。

第4節 ひきこもり等児童福祉対策事業

1. 趣旨

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図り、もってこれら子どもの福祉の向上に資する事を目的とする。

2. 事業内容

(1) ふれあい心の友訪問援助事業

児童相談所の児童福祉司の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもり等の子どもの家庭等を訪問し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図る。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもを一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、子どもの福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等保護者交流事業

コーディネーター（児童相談所OBやひきこもりの子どもをもっていた親等）の支援のもとに、ひきこもりの子どもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを実施し、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせ、子育てに対する不安を軽減するなど子育て家庭に対する支援の充実を図る。

3. その他

ひきこもり等児童福祉対策事業については、本指針に定めるほか、平成17年3月28日雇児発第0328006号「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」による。

第5節 養子縁組

1. 養子縁組の意義

(1) 児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに暖かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであり、児童相談所は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもが適当な養親を見出し、適正な養子縁組を結べるよう努める。

(2) 養子縁組については、民法（明治29年法律第89号）第792条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と同法817条

の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。

2. 調査、認定等

- (1) 自己の養子とする子どものあっせんを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）、自己の子を他の者の養子とすることを希望する者等からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し調査、認定等を行う。この場合には、原則として里親の場合に準ずる。
- (2) 調査等を行った後援助方針会議で検討し、養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される者がある場合には、養子縁組のあっせんに関し必要な援助を行う。
- (3) 里親が委託されている子どもと養子縁組を希望する場合には、事情を十分調査した後援助方針会議で検討し、適当と判断される場合には必要な援助を行う。

3. あっせん手続き

- (1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、子どもや保護者等の縁組についての同意をできるだけ得ておくことが適当である。
- (2) 養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に子どもを少なくとも6カ月以上里親として養育することを勧めることが適当である。
- (3) 里親委託の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。
- (4) 子どもが15歳未満で法定代理人がいない場合は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続きをとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもの普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行者としてその縁組を承諾する。（法第33条の7、法第47条、民法第840条）
- (5) 6か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴に十分配慮して対応する。

4. 離縁の訴

子どもが15歳未満であって、普通養子縁組の結果が子どものため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の未成年後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができる。

7. その他

(1) (略)

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知による。

① (略)

② (略)

③ 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

④ (略)

⑤ 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」

⑥ 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」

⑦ 平成20年4月1日雇児発0401011号「里親支援機関事業の実施について」

⑧ 平成14年9月5日雇児発0905006号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」

⑨ 平成18年8月28日雇児福発0828001号「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受取る金品に係る指導等について」

なお、特別養子縁組については児童相談所長は離縁の訴を提起することはできない。

5 都道府県等間の連絡

2つの都道府県等にまたがる養子縁組のあっせんについては、各都道府県等は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行う。この場合においては、里親に関する都道府県等間の連絡の場合に準ずる。

6. 家庭裁判所との連携

(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を囑託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事審判規則第8条に基づき調査委嘱がなされた場合には、十分な配慮が必要である。

(2) 児童相談所があっせんした養子縁組又は里親に委託した子どもが養子縁組を行う場合には、当該養子縁組をあっせんした児童相談所又は里親委託を行った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

(3) (2)以外の場合については、子どもの居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

7. その他

(1) 国際養子縁組については、基礎資料作成や手続き、制限事項等について社会福祉法人日本国際社会事業団と十分連携を図ることが適当である。

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知による。

① 昭和62年10月31日雇児第902号「養子縁組あっせん事業の指導について」

② 昭和62年11月18日雇児第27号「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」

③ 平成14年厚生労働省令第115号「里親の認定等に関する省令」

④ 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」

⑤ 平成14年9月5日雇児発0905001号「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について

⑥ 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」

⑦ 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」

⑧ 平成14年9月5日雇児発0905005号「里親支援事業の実施について」

⑨ 平成14年9月5日雇児発0905006号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」

⑩ 平成18年8月28日雇児福発0828001号「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受取る金品に係る指導等について」

第6節 1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導

1. 精密健康診査、事後指導の意義 (略)

2. 対象となる子ども (略)

3. 事後指導 (略)

第7節 障害児（者）に対する事業

1. 事業の種類 (略)

第6節 1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導

1. 精密健康診査、事後指導の意義

- (1) 乳幼児の精密健康診査、事後指導は、疾病や障害の早期発見、早期援助を行い、また、将来の人格形成の基礎を育成して、生涯にわたる健全な生活を保持増進するものである。
- (2) 市町村が実施した1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると思われるものは、児童相談所に精密健康診査を依頼される場合もある。この場合、健康診査を行った市町村が交付する「1歳6か月児精密健康診査受診票」又は「3歳児精密健康診査受診票」に基づき行う。なお、その子どもについては、必要に応じて、相談援助を行うものとする。

2. 対象となる子ども

市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、精神発達面において問題があり、より精密に健康診査を行い、児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると認められる子どもであって、児童相談所に依頼のあったものに対し、精神発達面における精密健康診査を行うよう努める。なお、その結果については、それぞれ1歳6か月児精密健康診査受診票、3歳児精密健康診査受診票により市町村に通知する。

3. 事後指導

- (1) 精神発達面における精密健康診査の結果、特に専門的な援助が必要とされる在宅の子ども、保護者等については、市町村等と十分な連携を図りつつ事後指導を行う。また、場合によっては、児童福祉施設入所措置、医療機関等への紹介等を行う。
- (2) 事後指導の経過及び結果は、個々の児童記録票に記載し、必要に応じてその内容を保健所等関係機関に通知する。
- (3) 乳幼児の発達、しつけ及び家庭における養育上の注意等を記載した読本、パンフレット等を作成し、事後指導を要する子どもの家庭に対し配布する。

第7節 障害児（者）に対する事業

1. 事業の種類

- (1) 児童相談所が中心になって行う障害児（者）に対する事業には次のものがある。
 - ① 在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業
 - ② 在宅障害児指導事業

2. 在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業
（略）

3. 在宅障害児指導事業
（略）

4. その他
（略）

(2) これらの事業は、継続的に指導等を行うことにより、在宅の障害児（者）及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とするものであり、児童相談所はこの趣旨を十分理解し、適切な運営を行う。

2. 在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業

- (1) 本事業は、重症心身障害児（者）のいる家庭を訪問し、必要な指導等を行い、もって重症心身障害児（者）とその家庭の福祉の向上を図るために実施する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、児童相談所は福祉事務所、保健所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等による連絡協議会を設け、対象の把握、名簿の作成、訪問指導の計画、訪問指導の内容、結果等に関して連絡及び協議を行い、事業の円滑な実施及び内容の向上を図ることが必要である。
- (3) 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等に対しても、連絡協議会への積極的参加を求めるとともに、重症心身障害児（者）の関係団体との連絡を密にし、本事業の円滑な推進を図る。
- (4) 児童相談所は、相談に応じた重症心身障害児（者）について必要な事項を名簿に記載し、所内に備えて置くことが適当である。
- (5) 本事業はすべての重症心身障害児（者）を対象として実施するものであるが、特にその障害の程度、家庭の状況等に応じて、訪問指導の必要度の高い者について重点的に行い、その指導内容に最もふさわしい職員が行う。
- (6) 訪問指導の結果は、援助方針会議等で検討する。
- (7) 訪問指導の連続性を保つとともに、事後の援助にいかすために、児童相談所は児童記録票を起こす。

3. 在宅障害児指導事業

- (1) 本事業は専門的な指導を受ける機会が十分でない地域の在宅障害児に対する指導を強化するために行う。
- (2) 児童相談所は、巡回指導を必要とする地域、対象者の実情及び特性を常に把握し、当該地域の関係機関、関係団体等の協力を得て、具体的な実施計画を作成する。
- (3) 本事業は、原則として児童福祉司、児童心理司、医師、臨床検査技師、保健師等のチームにより行う。
- (4) 本事業による指導の経過及び結果については、援助方針会議等で検討し、個々の児童記録票に記載する。

4. その他

- (1) これらの事業の実施に当たっては、本指針に定めるほか次の通知による。

- ① 昭和42年2月13日発児第11号「在宅重症心身障害児(者)に対する訪問指導について」
- ② 昭和49年4月22日児発第211号「在宅障害児指導事業(巡回指導バス)について」
- (2) このほか、児童相談所は次の通知に定める各事業等と十分に連携を図る必要がある。
 - ① 平成10年8月11日障第476号「障害児通園(デイサービス)事業について」
 - ② 昭和54年7月11日児発第514号「心身障害児総合通園センターの設置について」
 - ③ 平成12年3月29日児発第247号「特別保育事業の実施について」
 - ④ 平成元年5月29日児発第397号「知的障害者地域生活援助事業の実施について」
 - ⑤ 平成12年7月7日障第529号「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業について」
 - ⑥ 平成10年7月16日障第420号「全国障害者スポーツ大会について」
 - ⑦ 平成10年7月24日障第434号「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」
 - ⑧ 平成18年4月3日障発第0403008号「知的障害児施設入所者の地域生活への移行の促進について」
 - ⑨ 平成16年1月6日障発第0106001号「強度行動障害特別処遇加算費について」
 - ⑩ 平成15年11月10日障発第1110001号「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」
 - ⑪ 平成14年9月10日障発第0910001号「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」
 - ⑫ 平成17年4月4日障発第0404001号「障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について」
 - ⑬ 平成17年4月19日雇児発第0419001号「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」

第8節 特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等

1. 特別児童扶養手当に係る判定事務
(略)

第8節 特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等

1. 特別児童扶養手当に係る判定事務

(1) 対象となる子ども

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項の障害児及び同条第2項の重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができる。児童相談所の判定の対象となるのは、認定請求を行う者又は都道府県等児童福祉主管課のいずれかから診断書の作成を求められた障害児である。

(2) 判定の実施

2. 療育手帳に係る判定事務 (略)

- ア 特別児童扶養手当認定診断書の作成は、医師が児童心理司等の協力を得て行うことが原則である。また、判定を行うに当たっては、対象となる子どもや保護者等の利便を考慮し、日時、場所等をあらかじめ定め、場合によっては巡回相談の機会を利用する。
- イ 判定を行った場合は、援助方針会議等で検討し、速やかに作成した診断書を添付し、児童相談所長名で認定請求者又は都道府県等児童福祉主管課に回答する。また、児童相談所においては、児童記録票を作成する。
- ウ 知的障害児の場合は、判定後おおむね2年後に再判定を行う。

(3) 判定の基準

- ア 知的障害の判定は、平成14年3月28日障発第0328009号「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領等の一部改正について」中の「障害等級認定基準」「第7節精神の障害」に基づき行う。
- イ 判定に当たっては、単に現在の状態及び障害の有無等に着目するに留まらず、医学的な原因、経過、予後の判断をもできるかぎり調査、検討し、また、日常生活能力の判定に当たっては、身体的能力及び精神的な能力、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

2. 療育手帳に係る判定事務

(1) 療育手帳制度の目的

療育手帳制度は、知的障害児（者）に対し一貫した相談・指導を行うとともに、各種の援助措置を受け易くすることにより、知的障害児（者）の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2) 判定の実施

- ア 療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所又は知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事等に進達する。児童相談所又は知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事等に進達する。進達を受けた都道府県知事等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定に基づき交付を決定し、福祉事務所を経由して申請者に交付する。
- イ 療育手帳の判定は、原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、障害の有無、程度等について援助方針会議等で検討する。場合によっては、その後の援助についても検討する。
- ウ 原則として2年後に再判定を行う。

(3) 療育手帳の効用

療育手帳の効用は、判定の概要や援助を受けた経過を正確に記録し、事後の援助の参考とするとともに、特別児童扶養手当（重度障害の記載があるものに限る）、心身障害者扶養共済、国税・地方税の控除・減免、

3 重度判定
(略)

公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除等の手続上の簡略化が図られることである。

(4) その他

療育手帳に係る判定事務については、本指針に定めるほか次の通知による。

- ① 昭和48年9月27日発児第156号「療育手帳制度について」
- ② 昭和48年9月27日発児第725号「療育手帳制度の実施について」

3 重度判定

(1) 重度知的障害児収容棟、肢体不自由児施設重度病棟の対象児童及び盲重度児、ろうあ重度児（18歳を超えて入所している者を含む。）の判定は、知的障害児施設、肢体不自由児施設等の協力を得て児童相談所において行う。

(2) 判定は、原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、援助方針会議等で検討する。

(3) 具体的には次の通知により行う。

- ① 昭和39年3月13日発児第197号「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」
- ② 昭和39年9月12日発児第809号「肢体不自由児施設重度棟の設備及び運営の基準について」
- ③ 昭和44年5月21日発児第332号「盲重度児及びろうあ重度児の保護指導の強化について」

改正後	現行
<p>第7章 各種機関との連携 第1節 各種機関との連携の重要性 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年児童福祉法改正法により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第7章 各種機関との連携 第1節 各種機関との連携の重要性 (1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。</p> <p>(2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についての的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。</p> <p>(3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネジメント）を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。</p> <p>(4) 特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。</p> <p>(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年の児童福祉法改正により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。</p> <p>(6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなど積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>(7) また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発</p>

第2節 市町村との関係

1. 市町村の位置付け

(1) (略)

(2) 平成20年児福法改正法により、市町村職員に対する研修が都道府県の業務とされたことから、都道府県は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①及び②のイからオまでに掲げる業務を行うものとされている。(法第11条第1項各号及び第12条第2項)

① (1)に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

② (略)

見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。

(8) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。

(9) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。

(10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

第2節 市町村との関係

1. 市町村の位置付け

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。

具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている(法第10条第1項各号)。

- ① 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- ② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- ③ 子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(2) これに対し、都道府県は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①及び②のイからオまでに掲げる業務を行うものとされている。(法第11条第1項各号及び第12条第2項)

① (1)に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

ア 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努める

(3)～(6) (略)

2. 個別的事項
(1)～(3) (略)

- こと。
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ウ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- エ 子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- オ 子どもの一時保護を行うこと。
- (3) その上で、こうした市町村と都道府県の連携については、まず市町村長は、
- ① (1)の③に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならず(法第10条第2項)、
- ② (1)の③に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。(法第10条第3項)
- (4) 他方、都道府県知事は、市町村の(1)に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。(法第11条第2項)
- (5) 法第27条の措置を要すると認められる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所に送致される。
- (6) なお、児童相談所に送致された事例についても、引き続き、市町村において実施されている保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、児童相談所は、市町村から送致を受けた事例についても情報の共有など市町村と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。

2. 個別的事項
- (1) 1歳6か月児に係る精神発達面における精密健康診査並びに3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及びこれらの事後指導を行う場合には、児童相談所は市町村と十分に連携を図って行う。
- (2) 保育の実施が必要な子どもについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の2により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。
- (3) 児童相談所は市町村が障害児保育事業又は障害児デイサービス事業を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。

- (4) 子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などには、子育て短期支援事業の活用について、市町村に通知する。
- (5) 子どもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、養育支援訪問事業の活用について、市町村に通知する。
- (6)～(8) (略)

(9) 平成19年児童福祉法改正法により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1)～(2) (略)

- (4) 子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などには、子育て支援短期利用事業の活用について、市町村に通知する。
- (5) 子どもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に通知する。

(6) 棄児を受理した場合は、必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出る。

(7) 巡回相談、児童福祉に関する企画、広報等を行う場合には、市町村と十分連携を図る。

(8) その他児童相談所は児童居宅介護等事業等市町村が実施主体となっている事業の実情を把握し、十分な連携を図っていく。

(9) 平成19年の児童福祉法改正により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、

- ① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化、
- ② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下、「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、

(3) また、平成19年児童福祉法改正法において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

(4) 地域協議会の設置が進んでいる一方で、市町村等の関係機関が関与しながら児童が虐待により死亡するケースがあること、また、児童虐待の発生予防の観点から、地域協議会が関与することにより、関係機関が連携して予防に向けた支援を実施できるよう、地域協議会の機能強化を図ることが必要である。このため、平成20年児童福祉法改正法により、平成21年4月から、地域協議会における協議の対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するとともに、要保護児童対策調整機関に、児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する努力義務が課されたところである。

2 協議会の運営

(1) 設置主体 (略)

(2) 地域協議会における支援の対象者

地域協議会の支援対象者は以下のとおりであり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

① 法第6条の2第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者

② 法第6条の2第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支

③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成19年の児童福祉法の改正において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

2 協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2) 対象となる子ども

協議会の対象となる子どもは、要保護児童であり、虐待を受けている子どものほか、非行児童なども含まれる。

援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者

③ 法第6条の2第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」
なお、上記①、②、③を総称して「要保護児童等」という。

(3) (略)

(4) 業務

協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまう子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に見出し、必要な支援を行うことも期待される。

なお、協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児、妊婦等も含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害、妊婦等の分科会を設けて対応することも考えられる。個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者、妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、その子ども等の保護又は支援のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

3 要保護児童対策調整機関

(1)～(4) 略

(3) 構成員

協議会の構成員は、法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、地域の実情に応じて、福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の関係者や民間団体、ボランティア団体等幅広い者を参加させることが可能である。

(4) 業務

協議会は、要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまう子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に見出し、必要な支援を行うことも期待される。

なお、協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

3 要保護児童対策調整機関

(1) 多数の関係機関から構成される協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化が重要であることから、こうした業務を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を協議会に置くこと

(5) 平成20年児童福祉法改正により、調整機関には、厚生労働省令で定める者を置くように努めなければならないこととされた。具体的には、次のうちからいずれかの者を置くこととなる。

① 児童福祉司たる資格を有する者

② 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者

ア 保健師

イ 助産師

ウ 看護師

エ 保育士

オ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

カ 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

4 関係機関等の守秘義務 (略)

とされている。

(2) 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会の的確な運営を図る観点から、協議会を構成する関係機関等のうちから、1つの機関を要保護児童対策調整機関を指定する。

(3) 要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童相談体制の実情等による。

(4) 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

4 関係機関等の守秘義務

(1) 協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るために行われるものであり、協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) この守秘義務が課せられる者の範囲は、協議会を構成する関係機関等の区分に応じて以下のとおりとされている。

ア) 協議会を構成する関係機関等が国又は地方公共団体の機関である場合
(法第25条の5第1号)

：当該機関の職員又は職員であった者

イ) 協議会を構成する関係機関等が法人である場合

(法第25条の5第2号)

：当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

ウ) 協議会を構成する関係機関等がア)及びイ)以外の者である場合(法第25条の5第3号)

：協議会を構成する者又はその職にあった者

(3) この守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は

5 その他
(略)

第4節 福祉事務所との関係
1. 福祉事務所の位置付け
(略)

50万円以下の罰金が課せられる(法第61条の3)。

(4) なお、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを構成員にすることが適当である。

5 その他

(1) 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(法第25条の2第3項)。具体的には、

- ① 要保護児童対策地域協議会を設置した旨
- ② 当該協議会の名称
- ③ 当該協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称
- ④ 当該協議会を構成する関係機関等の名称等
- ⑤ 関係機関等ごとの法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するか(「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」)のいずれに該当するか(別)

を公示することが必要である。

(2) ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者(法第25条の5第3号の資格で参加している者)については、「〇〇市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用するものとする。

第4節 福祉事務所との関係

1. 福祉事務所の位置付け

(1) 福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)に基づく事務を行う。

都道府県及び市は福祉事務所を設置しなければならないが、町村は福祉事務所を設置できるとされている。

(2) 平成16年児童福祉法改正法により、平成17年4月から、

- ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取組みを求めつつ、
- ② 都道府県(児童相談所)の役割を、専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。

(3) このため、市の設置する福祉事務所は、市における児童家庭相談体制の一翼を担うと考えられ、他方、都道府県の設置する福祉事務所は、町村の後方支援や都道府県の担う専門的な相談を児童相談所とともに担うことが考えられる。

2. 児童相談所へ送致される事例
(略)

3. 調査の委嘱
(略)

①～④ (略)

⑤ 里親等申込者又は養子縁組希望者等の調査
⑥ (略)

4. その他
(略)

- (4) このほか、児童福祉法において福祉事務所は、法第22条、第23条に規定する助産施設、母子生活支援施設への措置を行うこととされている。なお、福祉事務所における家庭児童福祉の充実・強化を図るために、家庭児童相談室が福祉事務所内に設置されている。
- (5) 児童相談所は、福祉事務所の有するこれらの機能を十分活用し、子どもの問題の解決を図っていく。特に、家庭児童相談室との連携には十分留意する。両者の関係については、昭和39年4月22日児発第360号「家庭児童相談室の設置運営について」による。

2. 児童相談所へ送致される事例

- (1) 次の場合には都道府県の設置する福祉事務所から児童相談所に送致される。
- ① 法第27条の措置を要すると認められる子ども（重症心身障害者を含む。）
- ② 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認められる子ども
- (2) 福祉事務所の措置や社会福祉主事の指導で問題が解決する事例以外のものについては、早期に送致を受けられるような体制を整えておく。
- (3) 送致は福祉事務所における調査結果、相談経過及び援助に関する意見等を付して行うよう調整しておく。
- (4) 15歳以上の知的障害児、身体障害児であって施設入所を必要とする者の送致を受けた場合には、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所等と十分連携をとって相談援助を行う。

3. 調査の委嘱

児童相談所長は、福祉事務所に次のような調査を委嘱することができる。（法第12条第4項）

- ① 取扱い事例に関する必要な社会調査
- ② 福祉事務所又は市町村から送致された事例に関し、判定のため更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- ③ 法第27条第1項第3号の措置をとった後における保護者等の家庭現況調査
- ④ 法第27条第1項第3号の措置を解除し、家庭に復帰させようとする場合の受け入れ体制に関する調査
- ⑤ 里親申込者又は養子縁組希望者等の調査
- ⑥ その他必要と認められる調査

4. その他

- (1) 援助方針会議等の結果、福祉事務所に送致、報告又は通知を行うことが適当と認められる場合は、これを行う。特に18歳以上の知的障害者又

第5節 保健所、市町村保健センター等との関係
1. 保健所の業務
(略)

- は身体障害者の施設入所措置を解除、延長する場合には、解除、延長後の援助について福祉事務所と十分協議する。
- (2) このほか、次のような場合においては、福祉事務所と連携を図る。
- ① 児童家庭に関する相談、指導等
 - ② 生活保護受給事例の相談、指導等
 - ③ 子どもの一時保護の場合
 - ④ 法第27条第1項第2号による児童委員指導の場合
 - ⑤ 法第27条第1項第3号の措置の開始、解除、変更、停止、在所期間の延長の場合
 - ⑥ 巡回相談の場合
 - ⑦ 児童福祉に関する企画・広報等
 - ⑧ その他必要と認められる場合

第5節 保健所、市町村保健センター等との関係
1. 保健所の業務

- (1) 保健所は地域保健法（昭和22年法律第101号）により都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市及び特別区によって設置され、地域における保健衛生活動の中心機関として、次に掲げるような業務（ウについては、都道府県の設置する保健所に限る。）を行っている。
- ア 次に掲げる事項に関する企画、調整、指導及びこれらに必要な事業
- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
 - ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
 - ③ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
 - ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
 - ⑤ 医事及び薬事に関する事項
 - ⑥ 保健師に関する事項
 - ⑦ 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
 - ⑧ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
 - ⑨ 歯科保健に関する事項
 - ⑩ 精神保健に関する事項
 - ⑪ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
 - ⑫ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
 - ⑬ 衛生上の試験及び検査に関する事項
 - ⑭ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- イ 地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときに行われる次に掲げる事業
- ① 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること

2. 市町村保健センターの業務 (略)

3. 保健所、市町村保健センター等との連携 (略)

4. 具体的な連携事項

(1) 児童相談所長は、相談に応じた子ども、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、次に掲げるような保健指導その他の必要な協力を求めることができる（法第12条の6第2項）。

①～③ （略）

- ② 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと
 - ③ 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと
 - ④ 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること
- ウ 所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関する市町村相互間の連絡調整、及び市町村の求めに応じた技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助

(2) 保健所は法により次にかかげるような業務を行っている。

- ① 子どもの保健・予防に関する知識の普及
- ② 子どもの健康相談、健康診査、保健指導
- ③ 身体に障害のある子ども及び疾病により長期にわたる療養を必要とする子どもに対する療育指導
- ④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言

2. 市町村保健センターの業務

市町村保健センターは地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、次に掲げるような業務を行っている。

- ① 健康相談
- ② 保健指導及び健康診査
- ③ その他地域保健に関し必要な事業

3. 保健所、市町村保健センター等との連携

保健所や市町村保健センター等は、乳幼児健診や家庭訪問等の母子保健活動を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して育児に関する専門的な技術支援を行うなどの虐待の発生予防に対する取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。これらの機能を十分活用するため、児童相談所は、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。

特に精神保健に関する事項や心の問題については、保健所や精神保健福祉センターとも連携を密にしておくことが必要である。

4. 具体的な連携事項

(1) 児童相談所長は、相談に応じた子ども、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、次に掲げるような保健指導その他の必要な協力を求めることができる（法第12条第6項第2号）

- ① 一時保護、法第27条第1項第3号の措置等を行う際の健康診断の依頼

(2) その他次の事業について十分な連携を図る。
(略)

5. その他

第6節 児童委員との関係 (略)

- ② 保健、栄養上の指導依頼（身体に障害のある子どもの療育指導、精神障害のある子ども、保護者の指導等を含む。）
- ③ その他保健所、市町村保健センター等の関与が必要と認められる事例（保護者に統合失調症等の精神疾患やその疑いがある場合やアルコール依存症等アルコールに関連する問題がある場合、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼがある場合のほか、いじめ問題、引きこもりその他の思春期に特有の精神保健問題への対応が必要な場合など）への協力依頼

(2) その他次の事業について十分な連携を図る。

- ① 巡回相談
- ② 児童福祉に関する企画・広報等
- ③ その他必要と認められる場合

5. その他

上記連携に関しては、本指針に定めるほか次の通知による。

- ① 平成8年11月20日児発第933号「母子保健施策の実施について」
- ② 平成8年11月20日児発第934号「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」
- ③ 平成9年9月29日児発第610号「子どもの心の健康づくり対策事業について」
- ④ 平成10年4月8日児発第285号「乳幼児に対する健康診査の実施について」
- ⑤ 平成14年6月19日雇児発第0619001号「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」
- ⑥ 平成15年5月1日厚生労働省告示第201号「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について」
- ⑦ 平成16年1月30日雇児総発第0130001号「児童虐待防止対策における適切な対応について」
- ⑧ 平成16年3月31日雇児母発第0331001号「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」

第6節 児童委員との関係

1 児童委員の位置付け

児童委員は、担当区域内の子どもや保護者等の福祉に関し、主として次の業務を行う。

- ① 担当区域内の実情の把握と記録
- ② 要保護児童の把握
- ③ 連絡通報
- ④ 要保護児童発見者からの通告の仲介
- ⑤ 相談・援護

- ⑥ 行政機関の行う業務に対する協力
- ⑦ 子どもの健全育成のための地域活動

2 連絡通報

児童相談所は、児童委員自らその担当区域内において保護の必要な子ども等を発見した場合又は地域住民から児童委員を介して通告が行われた場合に、速やかに児童相談所に通告等が行われるよう体制を整えておく。また、児童相談所は、緊急時における子ども等に関する状況の通知が行われた場合に、必要な措置等が迅速に行われるよう、緊急時の連絡体制を整えておく。

3 調査の委託

児童相談所は、その管轄区域内の児童委員に次のような調査を委託することができる。

- ① 児童委員から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- ② 保護を要する子どもの家庭、地域に関する調査
- ③ その他必要と認められる調査

4 児童委員指導等

- (1) 児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例については児童委員指導措置を行う。

特に、児童虐待事例等について在宅指導を行う場合、頻繁な家庭訪問等による濃密な指導と観察が必要となるが、児童相談所だけでこれを行うには限界がある場合が多いことから、児童委員指導と児童福祉司指導を併せて行うなど、両者の密接な連携に留意する。

- (2) 児童相談所長は児童委員の指導状況を常時把握し、適切な助言を行う。また、必要に応じ児童委員指導を行っている児童委員を含めた事例検討会議を行う。

5 主任児童委員

- (1) 主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。

- (2) 児童相談所は、主任児童委員と常に連携を図り、地域の子どもやその家庭の実情把握に努めるとともに、巡回相談、啓発・予防活動等地域の子どもやその家庭のニーズに対応した事業の企画・実施を行う場合には、主任児童委員に情報を提供し、その協力を求める。

- (3) 区域を担当する児童委員に個別の事例にかかる調査・指導を委嘱する場合、必要に応じ主任児童委員の支援、協力を求める。
- (4) 主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年児童福祉法改正法により明確化されたところであり、3に掲げる調査の委託や、4に掲げる児童委員指導措置を行う際には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる者を選任するものとする。

6. その他

- (1) このほか児童相談所は児童委員に対し次のような協力を求めることができる。
 - ① 里親の開拓に協力すること
 - ② 保護を要する子ども及びその保護者等が児童相談所を利用することについて協力すること
 - ③ 児童福祉施設に入所中の子ども等の家庭の状況を報告すること
 - ④ 児童福祉施設に入所中の子どもと保護者等との連絡を促進すること
 - ⑤ 児童福祉施設から退所した子ども等の状況を報告し、またその子どもの支援を行うこと
 - ⑥ 巡回相談等に協力すること
 - ⑦ その他必要と認められること
- (2) 児童相談所は、児童委員とのより一層の円滑な連携を図るため、努めて児童委員協議会に出席する等、児童委員との情報交換等を行う。
- (3) 児童委員は法律上民生委員でもあるので、それに関する業務についても協力を求める。また、各種の相談事業に協力を行う。

第7節 児童家庭支援センターとの関係

1. 児童家庭支援センターの位置付け

- (1) 児童家庭支援センターは、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（法第44条の2第1項）。
- (2) 児童家庭支援センターは次の業務を行う。
 - ① 地域の子どもの福祉に関する、専門的知識及び技術を必要とする各般の問題に関する相談、必要な助言
 - ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助
 - ③ （略）
 - ④ （略）
 - ⑤ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関と

第7節 児童家庭支援センターとの関係

1. 児童家庭支援センターの位置付け

- (1) 児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（法第44条の2第1項）。
- (2) 児童家庭支援センターは次の業務を行う。
 - ① 地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談、必要な助言
 - ② 児童相談所長の委託に基づく法26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導
 - ③ 訪問等の方法による要保護児童及び家庭に係る状況把握
 - ④ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整